

まん延防止等重点措置の解除について

報道等でもご承知のとおり、郡山市に適用されていたまん延防止等重点措置が本日より解除されました。それに伴い、これまで制限されていた教育活動が、以下のように段階的に緩和されますのでお知らせします。

福島県を含め全国的に新規感染者数が減少傾向にあるとは言え、まだまだ予断を許さない状況にありますので、学校においても十分な感染予防に取り組んでまいりますので、ご家庭においても引き続き「新しい生活様式」に基づいた感染予防に取り組まれますようお願い申し上げます。

【9月24日（金）～10月3日（日）】

- 学校における行動基準を最も厳しいレベル3からレベル2に引き下げる。
(※行動基準レベル2に基づいた教育活動制限は裏面あるいは天行健 No4 参照)
- 授業時間45分休み時間15分は継続する。
- 部活動の実質活動時間1時間は継続（ただし土日は2時間まで）する。
- 練習試合は実施可とする。
- 感染拡大地域はもとより都道府県をまたぐ不要不急の往来を自粛（全国大会参加等を除く）する。

【10月4日（月）以降】

- 学校における行動基準をレベル2からレベル1に引き下げる。
- 授業時間、休み時間は平常どおりとする。
- 部活動の時間は平常どおりとする。
- 感染拡大地域はもとより都道府県をまたぐ不要不急の往来を自粛（全国大会参加等を除く）するが、修学旅行等は実施可とする。

これまで同様、引き続き配慮する事項

- 本人及び同居家族に発熱・倦怠感等の症状が見られる場合は登校を控える。
- 同居家族にPCR検査を受ける者がいる場合は陰性の結果が出るまで登校は控える。

裏面に続く

○10月3日まで停止となる教育活動	対 応
○長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等	●グループでの話し合い活動が必要な場合、15分を超えずに実施し長時間とならないよう配慮する。
○近距離で一斉に大きな声で話す活動	●国語の朗読や英語のスピーキングなどを一斉に行う必要がある場合は、大きな声を出さずに、自分が聞こえる程度の声で実施する。
○近距離で活動する実験や観察	●実験観察が必要な場合、2つの理科室を同時に使い、近距離にならない配慮のもと実施する。
○室内で近距離で行う合唱	●音楽の授業については、 <u>2～3部屋を用いて合唱・リコーダー演奏等を行うなど、生徒間の距離を確保し、近距離にならないように配慮するとともに、学級全員の合唱やリコーダー演奏については、必要最小限の時間で実施する。</u> (マスク着用、換気の徹底はこれまで同様)
○近距離で活動する共同制作	●行わない。
○近距離で活動する調理実習	●行わない。
○生徒が密集する運動	●例えば、バスケットボールなどについては、5対5などの実践的な試合形式の時間を <u>新人戦等各種大会に向けた必要最小限とし</u> 、個人練習や1対1、2対2、3対3など密集しない活動を多く行う。
○近距離で組み合ったり接触したりする運動	●部活動の柔道については、生徒同士が組み合う乱取りなど試合形式の練習は <u>新人戦等各種大会に向けたケガ防止上必要最小限とする</u> とともに、基本的な投げ技などはマスク着用の上、回数を限定して行い、練習時間の多くを個人練習に費やす。